

# 新潟県ホームページ作成基準

平成 27 年 1 月 30 日改定

# 目 次

はじめに.....	2
1 目的.....	2
2 適用範囲.....	2
3 ホームページの作成目的の明確化.....	2
4 優先度の取扱い.....	2
5 参考とした規格.....	2
6 目標とする達成基準.....	2
7 用語.....	2
<b>I 基本的事項.....</b>	<b>3</b>
1 公開情報と収集情報.....	3
2 公平で安全な情報提供.....	3
3 企画・設計・作成・運用.....	3
<b>II 利用者及び利用環境への配慮.....</b>	<b>3</b>
1 情報の提供.....	3
2 情報の受信.....	4
3 通信環境.....	4
4 ブラウザ.....	4
5 構成.....	4
6 デザイン.....	4
7 特定機能.....	5
8 表現・表記.....	5
9 携帯端末.....	5
10 外国語.....	5
<b>III ホームページの具体的仕様.....</b>	<b>5</b>
1 アドレス.....	5
2 ページサイズ.....	5
3 ページレイアウト.....	6
4 コーディングルール.....	6
5 文章構造.....	6
6 ページタイトル.....	6
7 文字(テキスト).....	7
8 リンク.....	7
9 画像.....	8
10 色彩と配色.....	8
11 表組み.....	8
12 フォーム.....	9
13 添付ファイル.....	9
14 フレーム.....	10
15 音声・映像.....	10
<b>IV ホームページの運用と管理.....</b>	<b>11</b>
1 アクセシビリティ試験.....	11
2 公開情報の確認.....	11
3 運用・管理.....	11

## はじめに

### 1 目的

年齢や障害等の身体的条件、利用環境等にかかわらず、誰もがそれぞれの環境に応じて、情報を受けとり、サービスを利用できる新潟県ホームページ（各所属独自で作成・運営するホームページ、外部のサーバを利用するホームページを含む。）を作成・運用することを目的とする。

### 2 適用範囲

この基準は、今後新規に作成・リニューアルする新潟県ホームページに適用する。すでに運用している新潟県ホームページについては、できるだけ早い段階で適用するものとする。

また、新潟県ホームページの作成・運用等を外部に委託する場合も適用することとし、仕様書にその旨を明記する。

### 3 ホームページの作成目的の明確化

この基準の適用の前提として、ホームページ作成の目的や必要性を十分検討し明確にするとともに、想定する主な利用者の設定を行うものとする。この項目については、基準の各項目に優先する。

### 4 優先度の取扱い

基準の各項目には、次のレベル1～3までの優先度を設定し、適用する。

- ①：優先度1 新潟県ホームページ内のすべてのページでの必須要求事項。
- ②：優先度2 強い推奨事項とし、適用できない場合は明確な根拠を必要とする。
- ③：優先度3 一般的推奨事項。

### 5 参考とした規格

「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ JIS X 8341-3:2010」（平成22年8月20日改正）

【 】括弧内（例【JIS 7.1.1.1 等級A】）は、対応するJIS規格とアクセシビリティ達成等級を示す。

### 6 目標とする達成基準

原則として、JIS X 8341-3:2010のアクセシビリティ達成等級AA準拠を目標とする。ただし、項目7.1.2.4及び7.1.2.5は除外する。（優先度1は、JIS X 8341-3:2010の項目7.1.2.4及び7.1.2.5を除いて、等級A及びAAと対応する。）

### 7 用語

- ・ウェブコンテンツ：ホームページで提供する内容、情報、サービス等の総称。
- ・サーバ：ホームページの文書や画像等の情報を蓄積しておき、インターネット等のネットワークを通じて受けた要求（リクエスト）に応じて、情報やサービスを提供する役割を持ったシステム。
- ・ブラウザ：インターネット・エクスプローラ等のホームページを閲覧するためのソフトウェア。
- ・音声読み上げソフト：ブラウザに表示されているホームページの内容を合成音声で読み上げるソフトウェア。
- ・アクセシビリティ：高齢の方や障害のある方を含むすべての利用者が、年齢や身体的条件、利用環境等に関わらず、利用しやすいかということ。
- ・個人情報：「新潟県個人情報保護条例第2条第1項第1号」に定義する情報。具体的には、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等、特定の個人を識別することのできる情報。
- ・新潟県ホームページ管理システム：新潟県ホームページを構成する文章（テキスト）や画像、レイアウト情報等を一元的に保存・管理し、新潟県ホームページ全体を構築・編集・管理等するシステム。

## I 基本的事項

### 1 公開情報と収集情報

- (1) ① 新潟県ホームページで発信する情報は、新潟県の責任で提供する情報とする。
- (2) ① 新潟県ホームページの利用対象は、原則として県民をはじめとする幅広い利用者とする。
- (3) ① 意見、要望、電子申請等利用者から収集する情報は、県の施策や県民のニーズに対応するために有効に利用する情報とする。
- (4) ① 新潟県ホームページ管理システム及び新潟県ホームページ管理者が管理するホームページ用サーバを使用して、関係組織との業務上のファイルのやり取りは行わない。

### 2 公平で安全な情報提供

- (1) ① 文章や画像・映像を見なくても、音声を聞かなくても、マウス等の器具の操作をしなくても、ホームページの情報を伝えたり、ホームページを利用してもらえるように多様な操作方法を提供する。【JIS 5/JIS 6.3/JIS 6.5.1】
- (2) ① 身体の安全を害することなく利用できるように配慮する。【JIS 5/JIS 6.3/JIS 6.5.1】
- (3) ② ホームページの操作に不慣れな利用者や外国人等、経験、知識、文化、言語等によって、理解できなかつたり、誤解されることがないようにわかりやすい情報提供を行なう。【JIS 5】
- (4) ② 情報を理解したり、操作を覚えたりする利用者の負担ができるだけ少なくなるように配慮する。【JIS 5】
- (5) ② 異なる利用環境でも利用できるようにする。【JIS 5/JIS 6.3/JIS 6.5.1】

### 3 企画・設計・作成・運用

- (1) ① アクセシビリティの達成目標を含むアクセシビリティ方針を策定し、アクセシビリティが効率よく維持できるように企画・設計・作成し、アクセシビリティ方針を公開する。【JIS 6.1/JIS 6.2/JIS 6.3】
- (2) ① 企画・設計・作成・運用の各工程で、アクセシビリティ方針で定めたアクセシビリティの達成目標を満たしているか検証を行う。【JIS 6.4/JIS 6.5.1】
- (3) ① ホームページを運用する際は、アクセシビリティを維持するだけでなく向上するように努める。【JIS 6.5.1】
- (4) ① 利用者が要望や質問等をしやすいように問い合わせ窓口を用意し、利用者の要望等をアクセシビリティの維持・向上に活用する。【JIS 6.5.2/JIS 6.5.3】

## II 利用者及び利用環境への配慮

### 1 情報の提供

- (1) ① 画像や映像を見たり音声を聞かなくても同等の情報を伝えられるように、代替手段となる文字情報を用意する。【JIS 7.1.1.1 等級 A】
- (2) ① 内容を理解したり操作するために必要な情報は、色や形、大きさ、位置、方向、音等の特定の感覚のみ（視覚のみ、聴覚のみ、色覚のみ等）に依存して提供せずに、様々な利用者に伝えられるように配慮する。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.1.2.1 等級 A/JIS 7.1.3.3 等級 A/JIS 7.1.4.1 等級 A】
- (3) ① マウスを使わなくても、キーボードだけで移動・選択・操作できるようにする。【JIS 7.2.1.1 等級 A/JIS 7.2.1.2 等級 A/JIS 7.2.1.3 等級 AAA】
- (4) ① 内容を理解したり、操作するための時間は制限をしない。必要やむを得ない場合は、十分な時間を用意するか、利用者が制限時間や自動更新を解除・変更・延長できるようにする。【JIS 7.2.2.1 等級 A/JIS 7.2.2.3 等級 AAA/JIS 7.2.2.4 等級 AAA】
- (5) ① 新潟県ホームページ管理者は、利用者が安心して新潟県ホームページを利用できるよ

うに、著作権・個人情報の保護・セキュリティ等必要な方針や規定等を策定し、公開する。各所属管理の各テーマのホームページにおいて、追加する項目等がある場合は、各所属の新潟県ホームページ管理者が策定し、公開する。

- (6) ② 必要性の高い情報については、携帯電話やスマートフォンの利用者、子ども、外国人等を対象とするホームページを用意する。
- (7) ③ 利用者が誤った操作をした場合でも、元の状態に戻すことができるようにする。

## 2 情報の受信

- (1) ① ホームページで情報を収集する場合は、目的や収集した情報の用途を明記する。
- (2) ① 個人情報等を収集する場合は、新潟県個人情報保護条例及び新潟県ホームページの個人情報の取り扱いに基づき、個人情報の保護に配慮する。
- (3) ② 個人情報等を収集する場合は、インターネット上で情報を暗号化して送受信できる仕組みを取り入れる等、情報の盗聴や漏えい防止対策をとる。

## 3 通信環境

- (1) ① 通信環境がよくななくても、できるだけスムーズに閲覧できるようにする。

## 4 ブラウザ

- (1) ① 異なるブラウザでも、できるだけ正常に表示され正しく情報が伝えられるようにホームページを作成する。

## 5 構成

- (1) ① ホームページ内で、複数の手段により目的のページに辿りつけるようにする。【JIS 7.2.4.5 等級 AA】
- (2) ② 利用者が情報を探しやすい、関連の情報も併せて利用しやすいように、わかりやすく使いやすい分類基準でページ进行分类する。
- (3) ② トップページ及び各テーマのトップページの項目数が多い場合は、項目をグループ化し、情報を探しやすい配置にする。
- (4) ③ 情報を見つけやすいように、トップページ及び各テーマのトップページの各項目数やグループ数は7±2個を原則とする。
- (5) ③ リピーターのために、トップページ及び各テーマのトップページで更新情報がわかるようにする。
- (6) ③ ホームページ全体の構成を一覧で案内するページを用意する。

## 6 デザイン

- (1) ① 表示が変化することにより、利用者に情報が伝わらなかつたり利用しにくくなつたりすることがあるため、スライドショーやアニメーション、点滅、スクロール等動きのある表現で情報を提供したり、自動的に情報を更新することは必要最小限とする。自動的に動きのある表現が開始して5秒よりも長く続く場合や自動的に更新が開始される場合は、利用者が停止、一時停止または非表示、更新頻度を調整することができるようにする。ただし、必要不可欠な動作の一部であったり、他の情報と同時並行で提供されない場合は除く。【JIS 7.2.2.2 等級 A】
- (2) ① 光過敏性発作等を誘発しないように、画面の全部または一部の点滅、ちらつき、移動は必要最小限とする。せん(閃)光は1秒間に3回以下とし、鮮やかな赤の点滅や明暗の差が大きくくっきりとした画面の反転は行わない。また、画面全体を縞・渦巻き・同心円等の規則的なパターン模様にししない。【JIS 7.2.2.2 等級 A/JIS 7.2.3.1 等級 A/JIS 7.2.3.2 等級 AAA】
- (3) ① キーボードで選択している部分がどこか、見ただけでわかるようにする。【JIS 7.2.4.7 等級 AA】
- (4) ① 同一ホームページ内のヘッダー、フッター及びパンくずリスト、検索ウィンドウ、メ

ニュー等の共通機能は、表記、デザイン、位置、順序、機能、使い方を統一する。【JIS 7.3.2.3 等級 AA/JIS 7.3.2.4 等級 AA】

- (5) ① 新潟県のシンボルマークや新潟県であることを表示し、新潟県ホームページを閲覧していることが一目でわかるようにする。
- (6) ② 全体で基本的な配色を決め、統一性のあるホームページとする。

## 7 特定機能

- (1) ① ホームページに特別な機能をつけたり、動きをつけたりするために特定機能やオブジェクト、プログラム等を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）セキュリティセンターの「セキュアプログラミング講座（ソフトウェア開発者向け）」の各対策等に対応したものとし、音声読み上げソフト等の特定機能に対応していない環境での利用者に対する代替手段も用意する。
- (2) ① 新潟県ホームページ管理システムでは、原則として様式に事前に組み込み済みか新潟県ホームページ管理者が別に示す以外の特定機能やオブジェクト、プログラム等は使用しない。その他の場合で使用する必要がある場合は、事前に新潟県ホームページ管理者と協議する。

## 8 表現・表記

- (1) ③ 行政の専門用語、外国語、慣用句、略語等一般的ではない言葉は多用せず、わかりやすい言葉を使う。使用する場合は、説明や解説等を用意する。【JIS 7.3.1.3 等級 AAA/JIS 7.3.1.4 等級 AAA/JIS 7.3.1.5 等級 AAA】
- (2) ③ わかりやすい文章を使い、文章だけではわかりにくい場合はわかりやすい図や記号等と組み合わせる。【JIS 7.3.1.5 等級 AAA】
- (3) ③ 固有名詞等読み方が難しい言葉には、初めて使用するときに読み方を併記する。【JIS 7.3.1.6 等級 AAA】
- (4) ③ 読みやすくなるように、ひらがなと漢字は適度な割合にする。

## 9 携帯端末

- (1) ③ 携帯電話・スマートフォン向けホームページは、提供の必要性の高い情報のページを優先的に用意する。

## 10 外国語

- (1) ③ 新潟県で提供の必要性の高い言語のホームページを優先的に用意する。
- (2) ③ 外国語のホームページを作成する場合は、他所属の同様の言語のホームページと相互に行き来できるようにする。

## Ⅲ ホームページの具体的仕様

### 1 アドレス

- (1) ① ホームページアドレスは半角英数とし、日本語のアドレスは使用しない。
- (2) ② 多くの外部のホームページからリンクを設定されたり、多くの利用者が「お気に入り」や「ブックマーク」に登録していると見込まれるページのアドレスを変更したり削除する場合は、変更前のページに移動または削除された旨のお知らせを一定期間掲示する等、利用者が迷わないようにする。

### 2 ページサイズ

- (1) ③ 文字の大きさを変えても、ウィンドウの大きさが異なっても、横方向のスクロールなしで表示できるようにする。【JIS 7.1.4.8 等級 AAA】
- (2) ③ 利用者が印刷する可能性の高いページについては、A4サイズの用紙での印刷に対応できるようにする。

### 3 ページレイアウト

- (1) ① 音声読み上げソフト等でも、意味のある適切な順序で情報を伝えられるようにする。  
【JIS 7.1.3.2 等級 A】
- (2) ① 音声読み上げソフト等でも正しく伝えられるように、強制改行は文末や段落だけにし、文の途中で強制改行しない。【JIS 7.1.3.2 等級 A】
- (3) ① ページが長くなる場合は、読みやすいように見出しをつける。【JIS 7.2.4.1 等級 A】
- (4) ① 音声読み上げソフトやキーボード等で、各ページ共通のヘッダーやメニュー等を読み飛ばして、本文へ辿り着けるようにする。【JIS 7.2.4.1 等級 A】
- (5) ① キーボードを利用する場合でも、意味のある適切な順序で移動できるようにする。  
【JIS 7.2.4.3 等級 A】
- (6) ① 見出しだけでそのページの内容や構成を簡潔に伝えられるようにする。【JIS 7.2.4.6 等級 AA/JIS 7.2.4.10 等級 AAA】
- (7) ① 利用者が問い合わせられるように、ホームページに掲載した情報の担当部署等の電話番号や電子メール等、複数の問い合わせ手段をわかりやすい位置に表示する。
- (8) ② パンくずリスト等により、ホームページ内のどこに位置するページを見ているか、利用者がわかるようにする。【JIS 7.2.4.8 等級 AAA】
- (9) ② 各ページにトップページ及び各テーマのトップページに戻るリンクを用意する。
- (10) ② 読みやすくなるように、ページの上下左右に適度な余白を入れる。
- (11) ③ 1行の長さは読みやすい長さに収め、行間も読みやすい幅にする。【JIS 7.1.4.8 等級 AAA】
- (12) ③ 文章等は、均等割り付けや両端揃えにしない。
- (13) ③ ホームページ内の情報を検索できる機能を用意する。
- (14) ③ 縦に長いページは、ページの最初、途中、末尾に行き来できるリンクを用意する。
- (15) ③ 各ページ共通の位置に配置した新潟県のシンボルマークやロゴマークには、画像をクリックするとトップページに戻るリンクを設定する。

### 4 コーディングルール

- (1) ① ホームページを作成するための技術の規格や仕様に準拠した標準的な正しい文法で作成し、音声読み上げソフト等でも解釈して、正しく情報を伝え、利用できるようにする。【JIS 7.4.1.1 等級 A/JIS 7.4.1.2 等級 A】
- (2) ① ホームページの文書がどのような定義に基づいて書かれたものか明示し、定義された文法で正しく作成する。
- (3) ① ページ内で基本となる言語は、音声読み上げソフト等でも解釈できるように指定し、正しく文章を伝えられるようにする。【JIS 7.3.1.1 等級 A】
- (4) ① 同一ページ内に複数の言語を部分的に使用する場合は、それぞれ音声読み上げソフト等でも解釈できるように指定し、正しく文章を伝えられるようにする。ただし、固有名詞・技術用語やどの言語か不明であったり、直前・直後の言葉の言語の一部になっている単語や語句は除く。【JIS 7.3.1.2 等級 AA】

### 5 文章構造

- (1) ① 見出し、段落、箇条書き、表組み等の文章構造は、文字の大きさや色、位置等の視覚的な表現に関係なく、音声読み上げソフト等でも解釈できるようにする。【JIS 7.1.3.1 等級 A】
- (2) ① 情報及び文章構造と、文字の大きさや色、位置等の表現を分離してホームページを作成する。【JIS 7.1.3.1 等級 A】

### 6 ページタイトル

- (1) ① すべてのページにページタイトルをつける。【JIS 7.2.4.2 等級 A】

- (2) ① ページの内容とホームページ名が簡潔に伝えられるようにページタイトルをつける。【JIS 7.2.4.2 等級 A】
- (3) ① ページタイトルで各ページを区別できるように、複数のページに同じページタイトルはつけない。【JIS 7.2.4.2 等級 A】

## 7 文字(テキスト)

- (1) ① 情報は取り消し線や太字等の文字修飾のみで伝えず、文字や音声読み上げソフト等でも伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.1.3.3 等級 A】
- (2) ① 情報は記号や記号等の組み合わせのみで伝えず、文字や音声読み上げソフト等でも伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.1.3.3 等級 A】
- (3) ① 音声読み上げソフト等でも正しく伝えられるように、単語の途中で書式を整えるための空白や強制改行を入れない。【JIS 7.1.3.2 等級 A】
- (4) ① リンクを設定していない文字には、リンクが設定されていると誤解されるような色と下線をつけない。【JIS 7.1.4.1 等級 A】
- (5) ① 文字は、画面拡大ソフト等を使用しなくても、文字が重なったり一部が欠けたりすることなく、大きさを変えられるようにする。ただし、画像にした文字や映像の中に表示される説明用の文字は除く。【JIS 7.1.4.4 等級 AA】
- (6) ① 大きさや色を変えられるように、文字は画像にしない。ただし、ロゴやデザイン上の表現のために必要やむを得ない場合は除く。【JIS 7.1.4.5 等級 AA/JIS 7.1.4.9 等級 AAA】
- (7) ① 特定の機種や環境でしか正しく表示されない可能性のある、丸数字 (① ② ③)、半角カタカナ (アイウエオ) や記号 (℥ 株) 等の機種依存文字は使用しない。
- (8) ② 日付、金額、単位、外国語等は、音声読み上げソフト等でも正しく伝わるように表記する。
- (9) ② 利用者の環境の既定の書体で表示されるようにする。

## 8 リンク

- (1) ① リンクの設定のある文字列や画像は、前後の文脈がなくても、音声読み上げソフト等でリンク先の内容を簡潔に伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.2.4.4 等級 A/JIS 7.2.4.9 等級 AAA】
- (2) ① リンク先の内容は記号のみで伝えず、文字や音声読み上げソフト等でも伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.1.3.3 等級 A】
- (3) ① 音声読み上げソフト等でも正しく伝えられるように、リンクの設定された文字列の途中で書式を整えるための強制改行を入れない。【JIS 7.1.3.2 等級 A】
- (4) ① リンクの設定された文字列には、リンクが設定されているとわかるように下線を表示し、基本的に色も初期設定値にする。【JIS 7.1.4.1 等級 A】
- (5) ① リンクの設定された画像は、リンクの設定があることが一見してわかるようにする。【JIS 7.1.4.1 等級 A】
- (6) ① リンクをマウスでなぞったり (マウスオーバー)、キーボードで選択しただけで、自動的にページを移動したり新たなウィンドウを開いたりしないようにする。【JIS 7.3.2.1 等級 A】
- (7) ② 表示中のページは、自動的に更新したり、他のページへ移動しないようにする。【JIS 7.3.2.5 等級 AAA】
- (8) ② リンク先は同じウィンドウに表示するようにし、新たなウィンドウを開くことは必要最小限とする。【JIS 7.3.2.5 等級 AAA】
- (9) ② 外部のホームページへリンクする場合は、リンク先を開く前にどのホームページにリンクするのかわかるようにする。

- (10) ② 音声読み上げソフトで読み上げられない画像等に直接リンクしないようにする。
- (11) ③ リンクのある文字、画像等は、確実に操作できるよう十分な面積を確保する。
- (12) ③ リンクのある文字、画像等の配置が近接している場合は、リンクの配置に適切な間隔を確保する。

## 9 画像

- (1) ① 意味のある画像は、音声読み上げソフト等でも適切に情報を伝えられるようにする。  
【JIS 7.1.1.1 等級 A】
- (2) ① 装飾のための画像等は、音声読み上げソフト等で不必要な情報を伝えないようにする。  
【JIS 7.1.1.1 等級 A】
- (3) ① 分割した画像を一つの画像に見えるように配置して表示する場合は、一つの画像のみ音声読み上げソフト等で情報を伝えられるようにし、残りの画像は同様の情報を繰り返し伝えないようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A】
- (4) ① 画像にした文字は、音声読み上げソフト等でも情報を伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A】
- (5) ① グラフ、説明図や地図等複雑な情報を表すために画像を提供する場合は、音声読み上げソフト等でも情報を伝えられるように、文字で要約や説明を用意する。【JIS 7.1.1.1 等級 A】
- (6) ① 情報は画像の形や大きさのみで伝えず、文字や音声読み上げソフト等でも伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.1.3.3 等級 A】
- (7) ① リンクのある画像は、音声読み上げソフト等でもリンク先の内容を簡潔に伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.2.4.4 等級 A/JIS 7.2.4.9 等級 AAA】
- (8) ① 画像の一部にリンクを設定する場合は、音声読み上げソフト等でも各リンク部分のリンク先の内容を簡潔に伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.2.4.4 等級 A/JIS 7.2.4.9 等級 AAA】
- (9) ① 画像にした文字を見出し等として使用する場合は、音声読み上げソフト等でも見出し等であることを解釈できるようにする。【JIS 7.1.3.1 等級 A】
- (10) ② 画像はあらかじめ表示する大きさ変更しておき、ホームページの表示設定で拡大・縮小を行わない。
- (11) ② 文字を画像にする場合は、読みやすい大きさや書体等で作成する。
- (12) ③ 画像は適切なファイル形式で作成し、早く表示されるようにできるだけファイルサイズを小さくする。

## 10 色彩と配色

- (1) ① 情報は色の違いのみで伝えず、色の違いが分からなくても文字や音声読み上げソフト等でも伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.1.4.1 等級 A】
- (2) ① 文字や画像にした文字はくっきりと読みやすくなるように、文字の色と背景や文字の縁取りの色は明暗の差が十分ある組み合わせとし、色の区別が困難な利用者に配慮して赤緑系等の色の組み合わせは使用しない。ただし、ロゴや装飾目的の文字、写真の背景等に写っている文字、操作等を受け付けていない状態のボタン等は除く。【JIS 7.1.4.3 等級 AA/JIS 7.1.4.6 等級 AAA】
- (3) ③ 文章部分は、利用者が文字色と背景色を選べるようにする。【JIS 7.1.4.8 等級 AAA】
- (4) ③ 色の指定はカラーネームではなく、数値（カラーコード）で指定する。

## 11 表組み

- (1) ① 音声読み上げソフト等でも、表組みの情報が正しい順序で伝えられるようにする。  
【JIS 7.1.3.1 等級 A/JIS 7.1.3.2 等級 A】
- (2) ① 音声読み上げソフト等でも正しく表組みの情報が伝えられるようにセルの結合は必

要最小限とし、できるだけ単純な構成にする。【JIS 7.1.3.1 等級 A/JIS 7.1.3.2 等級 A】

- (3) ① レイアウトの調整のためにだけに、表組みを使用しない。【JIS 7.1.3.1 等級 A】
- (4) ① 表組みの構造等は、音声読み上げソフト等でも解釈できるようにする。【JIS 7.1.3.1 等級 A】
- (5) ① 表組みには、表組みと関連付けられたわかりやすい表題をつける。【JIS 7.1.3.1 等級 A】
- (6) ① 表組みの見出しは、複数行・複数列にしない。【JIS 7.1.3.1 等級 A】
- (7) ① 複雑な構成や行列の多い表組みの場合には、表組みの目的、内容や構成等の概要を用意する。【JIS 7.1.3.1 等級 A】

## 12 フォーム

- (1) ① 入力欄と項目名は音声読み上げソフト等でも関連を解釈できるようにし、入力前に伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.1.3.1 等級 A】
- (2) ① 入力操作に必要な時間は制限をしない。ただし、必要やむを得ない場合は、十分な長さの時間を用意する。【JIS 7.2.2.1 等級 A/JIS 7.2.2.3 等級 AAA】
- (3) ① キーボードを利用する場合でも、意味のある適切な順序で入力欄を移動できるようにする。【JIS 7.2.4.3 等級 A】
- (4) ① キーボード等で送信・実行ボタン等を選択しただけで、自動的に送信・実行しないようにする。【JIS 7.3.2.1 等級 A】
- (5) ① 入力欄に入力したり選択項目を選択しただけで、自動的に送信・実行したり、ページを移動しないようにする。ただし、事前に説明を用意する場合を除く。【JIS 7.3.2.2 等級 A/JIS 7.3.2.5 等級 AAA】
- (6) ① 入力欄には、何を入力すればよいのか目的や内容をわかりやすく示す項目名をつける。【JIS 7.1.3.1 等級 A/JIS 7.3.3.2 等級 A/JIS 7.2.4.6 等級 AA】
- (7) ① 入力誤りがないように、必要に応じて入力方法の説明文や入力例等を用意する。【JIS 7.3.3.2 等級 A】
- (8) ① 入力誤りがあった場合には、どの箇所をどのように修正すればいいのか文章で説明する。ただし、できるだけ利用者に修正の負担がかからないようにする。【JIS 7.3.3.1 等級 A/JIS 7.3.3.3 等級 AA】
- (9) ① 法的義務、金銭的取引、履歴やユーザーアカウント等のデータ変更、試験の解答送信等のフォームでは、送信誤りのないように入力誤りの確認を行うか、利用者が確認・修正・取消しできるようにする。【JIS 7.3.3.4 等級 AA/JIS 7.3.3.6 等級 AAA】
- (10) ③ ID とパスワード等を入力してログインした後に入力等の操作を求める場合、セキュリティ上の問題等で一定時間が経後に再度ログインしなければならなくなっても、入力途中の状態から操作を継続することができるようにする。【JIS 7.2.2.5 等級 AAA】
- (11) ③ 状況に応じた詳しい説明文やよくある質問と回答等を用意する。【JIS 7.3.3.5 等級 AAA】
- (12) ③ チェックボックスやラジオボタンは、どの選択項目名のものかわかりやすいように配置する。

## 13 添付ファイル

- (1) ① 添付ファイルを開かなくても内容が伝えられるように、同一ページに文字で添付ファイルの内容または要約を用意する。
- (2) ② 特定のアプリケーションソフトを用意しなくても内容が閲覧できる、一般的な形式で添付ファイルを用意する。
- (3) ② 添付ファイルを開く前に、ファイル形式やファイルサイズがわかるようにする。

- (4) ② 添付ファイルは開いたり保存する際に時間がかからないように、できるだけファイルサイズは小さくなるようにし、ファイルサイズが大きくなる場合は分割して提供する。
- (5) ③ PDF ファイルは、音声読み上げソフト等でも正しく伝えられるようにする。
- (6) ③ PDF ファイルは、音声読み上げソフト等でも見出しや意味のある画像等を解釈し、意味のある順序で情報を伝えられるようにする。
- (7) ③ 申込用紙等は、利用者が書き込んで利用できる一般的な形式の添付ファイルも用意する。

#### 14 フレーム

- (1) ① フレームの使用は必要最小限とし、使用する場合はフレームを区別し、内容を簡潔に伝えられるように各フレームにタイトルをつける。【JIS 7.2.4.2 等級 A/JIS 7.4.1.2 等級 A】
- (2) ② フレームの分割数はできるだけ少なくし、単純な構成とする。
- (3) ③ フレーム未対応の環境でも情報を伝えられるように、代替手段を用意する。

#### 15 音声・映像

- (1) ① 情報は音声のみで伝えず、音声を聞かなくても文字等で伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.1.3.3 等級 A】
- (2) ① 収録された音声のみで情報を提供したり、映像のみで情報を提供する場合は、音声を聞いたり映像を見たりしなくても情報が伝えられるように、文字や音声等の代替の手段を用意する。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.1.2.1 等級 A】
- (3) ① 収録された音声付きの映像等を提供する場合は、音声を聞かなくても映像の画面に表示する文字や手話等でも情報を伝えられるようにし、映像を見なくても音声ガイドや音声読み上げソフト等でも情報を伝えられるようにする。【JIS 7.1.1.1 等級 A/JIS 7.1.2.2 等級 A/JIS 7.1.2.3 等級 A】
- (4) ① 音声は自動的に再生されないようにする。必要やむを得ない場合で、その音声は3秒より長く続く場合は、利用者が停止、一時停止または、音量を調整できるようにする。また、利用者がその音声の音量調整をしても、音声読み上げソフトの音量には影響を与えないようにする。【JIS 7.1.4.2 等級 A】
- (5) ① 映像は各所属が提供できる環境を用意して提供することとし、新潟県ホームページ管理システムでの提供はしない。提供する場合は、事前に新潟県ホームページ管理システム管理者と協議する。
- (6) ③ 音声付きの映像等を生中継する場合は、音声を聞かなくても、映像の画面に表示する文字で情報を伝えられるようにする。【JIS 7.1.2.4 等級 AA】
- (7) ③ 収録された音声付きの映像等を提供する場合は、映像を見なくても音声ガイドで情報を伝えられるようにする。音声ガイドを挿入するための主音声の合間が短い場合は、映像を一時停止する等して必要な情報を伝えられるようにする。【JIS 7.1.2.5 等級 AA/JIS 7.1.2.7 等級 AAA】
- (8) ③ 収録された音声付きの映像等を提供する場合は、音声を聞かなくても手話通訳で情報を伝えられるようにする。【JIS 7.1.2.6 等級 AAA】
- (9) ③ 音声のみで生中継する場合は、音声を聞かなくても同等の情報を伝えられるように、文字等の代替の手段を用意する。【JIS 7.1.2.9 等級 AAA】
- (10) ③ 収録された音声のみで情報を提供する場合で、主音声に発話が含まれ、背景音が入る場合は、背景音を消すことができるようにするか発話等の主音声聞きやすい音量にする。【JIS 7.1.4.7 等級 AAA】
- (11) ③ 収録された音声付きの映像や映像のみで情報を提供する場合は、音声を確実に聞き取ること、映像の画面に表示された文字を確実に読み取ることでもできなくても情報を

伝えられるように、文字等の代替の手段を用意する。【JIS 7.1.2.8 等級 AAA】

## IV ホームページの運用と管理

### 1 アクセシビリティ試験

- (1) ③ 試験環境が整う場合は、アクセシビリティ評価ツールや音声読み上げソフト等による試験・確認を行う。

### 2 公開情報の確認

- (1) ① ホームページに文章・画像・映像等を掲載する場合は、著作権・プライバシー権・肖像権・パブリシティ権等を侵害しないように、必要に応じて使用許諾を得る。
- (2) ① 画像等を外部に委託して作成した著作物を委託目的以外にも利用する可能性がある場合は、契約書に「全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を譲渡すること」、「著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない」等の記載をする。
- (3) ① ホームページに自由に掲載できる画像等を提供するサービス等を利用する場合にも、利用条件等を確認し不適切な利用はしない。
- (4) ① 外部のホームページを紹介したり、リンクを設定する場合は、ホームページの管理者が掲載内容に責任を負っているか、公序良俗違反、著作権等の侵害、表示や販売方法等の法令違反、利用者への迷惑や誤解を招く誇大・虚偽等の表現、他者への誹謗中傷、特定の宗教や政治活動に関する内容等がないか、有用な情報か確認する。
- (5) ② 民間や個人の運営するホームページを紹介したり、リンクを設定する場合は、取扱いが公平になるように配慮をする。
- (6) ② 利用者が書き込み可能な電子会議室や掲示板、ブログ等を開設する場合は、内容に関係がなかったり、誹謗中傷・不適切な表現が含まれると判断できる書き込みについて削除することがある旨を明記し、書き込まれた情報について責任を持って管理する。

### 3 運用・管理

- (1) ① 公開予定のホームページは適切な表現の使用、著作権、個人情報の保護等に問題がないか確認し、公開について責任者の承認を得る。
- (2) ① 公開期間を設けたホームページは、公開開始及び公開終了期限を遵守する。
- (3) ① 公開したホームページは最後まで責任を持ち、古い情報を放置せず、必要に応じて更新または削除する。
- (4) ② ホームページの情報が損なわれた場合でも、すぐに復旧できるようにバックアップを必要に応じて保存する。
- (5) ③ 過去の情報を公開し続ける場合は、過去の情報であることや有効期限を明示する。

---

平成 15 年	6 月	2 日	発行
平成 18 年	6 月	26 日	改定
平成 19 年	11 月	13 日	改定
平成 27 年	1 月	30 日	改定